

## 令和4年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会 議事録

(土肥生活衛生課長)

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会の事務局を担当しております、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課長の土肥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、神奈川県健康医療局生活衛生部長の三浦から一言ごあいさつを申し上げます。

(三浦生活衛生部長)

皆様、おはようございます。健康医療局生活衛生部長の三浦です。協議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、暑い中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様には平素から生活衛生行政など県行政に御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一般公衆浴場は、県民の皆様に入浴の機会を地域の公衆衛生の向上に寄与し、地域住民のふれあいの場として大切な役割を担っています。しかし、平成元年4月に県内で600件あまりあった施設は、厳しい経営環境のもと、年々減少を続け、本年4月の時点では125件となっています。

こうした中、本県では令和2年9月1日、入浴料金を490円に引き上げたところ。経営は依然として厳しい状況であると伺っております。

一方、こうした状況にあっても、燃料を都市ガスへ変化し二酸化炭素の排出削減を図るなど、様々な取り組みも行われているとお聞きしております。

本日は、限られた時間ではございますが、委員の皆様におかれましては、一般公衆浴場を取り巻く様々な状況を踏まえ、今後の入浴料金につきまして、御協議、御意見をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(土肥生活衛生課長)

さて、本協議会ですが、昨年度は開催を見送り、一昨年度は書面開催であったことから、対面による開催は3年振りとなります。

つきましては、僭越ではございますが、私から委員の皆様をご紹介させていただきます。私から向かって右側の方から、お座りのお席の順にご紹介いたします。

神奈川県消費者団体連絡会幹事の清水百合子委員でございます。

神奈川県地域婦人団体連絡協議会理事の鎌田初子委員でございます。

神奈川県議会議員の池田東一郎委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の石田和子委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の梅沢裕之委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の竹内英明委員でございます。

横浜市立大学国際マネジメント研究科教授の張櫻馨委員でございます。

弁護士の須藤宏委員でございます。

神奈川県議会議員のためや義隆委員でございます。

同じく、神奈川県議会議員の青山圭一委員でございます。

神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合理事長の山崎潤一委員でございます。

同じく、神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合副理事長の安田信篤委員でございます。

横浜市健康福祉局感染症対策・健康安全部監視等担当部長の市川英毅委員でございます。

川崎市健康福祉局保健所副所長の吉岩宏樹委員でございます。

なお、本日、神奈川県議会議員の杉山信雄委員、そして神奈川県民生委員児童委員協議会副会長の佐野美智子委員は、ご都合により欠席のご連絡をいただいております。

皆様の任期は、令和5年5月31日までとなっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

続きまして、本協議会の趣旨につきまして、私から簡単にご説明させていただきます。

公衆浴場の入浴料金は、昭和21年に施行された物価統制令に基づきまして、知事がその上限を決めることとされていますが、その決定に当たっては適正を期す趣旨から、昭和38年の厚生省環境衛生局長通知によりまして、学識経験者、利用者代表、営業者代表の方々と構成する協議会等を設置して、あらかじめ、十分に意見を聞くこととされております。

この協議会は、このような趣旨により委員の皆様のご意見をお聞きする場として、開催させていただくものでございます。

本日御協議いただきまして、取りまとめられた意見を受けまして、後日、知事が料金を改訂すると決定をした場合には、最高統制額を指定し、告示を行うこととなっております。

次に、協議会の開催にあたりまして、本日の出欠状況を、報告させていただきます。本日の協議会は委員16名中14名のご出席をいただいております。過半数を超えております。本協議会の設置要綱を協議会資料の29ページに掲載しておりますが、この第6条の規定に基づきまして、本協議会は有効に成立していることをここに報告申し上げます。

続きまして、会長、副会長の選出についてでございます。

同じく協議会資料 29 ページに掲載しております本協議会設置要綱第 3 条に、協議会には、会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。と規定されております。

会長、副会長の選出につきまして、ご意見がございますでしょうか。

(山崎委員)

できましたら、大学教授の張委員にお願いしたいと思います。

(土肥生活衛生課長)

ありがとうございます。ただいま山崎委員より、張委員に会長をお願いしてはどうかとの意見が出されましたが、いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(土肥生活衛生課長)

張委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本協議会の会長は張委員にお願いしたいと思います。

続きまして、副会長の選出をお願いいたします。

(張委員)

弁護士の須藤先生にお願いできればと思います。

(土肥生活衛生課長)

ありがとうございます。ただいま張委員より、須藤委員に副会長をお願いしてはということで意見が出されましたが、皆様よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(土肥生活衛生課長)

ありがとうございます。それでは、本協議会の副会長は須藤委員にお願いすることといたします。張委員、須藤委員、大変恐縮ですが、どうぞ会長席、副会長席へ移動をお願いいたします。

ここからの進行につきましては、張会長をお願いいたします。会長よろしくお願ひします。

(張会長)

それでは、会長を務めさせていただきます、張です。委員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

まず、はじめに、本日は傍聴人がいらっしゃるようですので、会議の公開についてお諮りいたします。当協議会は、従来どおり会議を公開としてよいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(張会長)

それでは傍聴人を入室させてください。お願いします。

傍聴される方に申し上げます。会議の円滑な運営を図るため、必要に応じて指示をする場合がありますので、ご協力をお願いします。

次に、本日の協議会の会議録の公開方法についてお諮りしたいのですが、事務局よりご説明願います。

(事務局)

神奈川県生活衛生課の大橋と申します。

それではご説明させていただきます。本県の基本的な考え方として、会議録は発言者や発言内容を省略せずに公開することとなっておりますので、本日の会議録については、発言者名及び発言内容を省略せずに県のホームページで公開したいと考えております。

(張会長)

ただいま事務局より説明がありましたが、本日の会議について発言者や発言内容を省略せずに会議録を県のホームページにて公開することとしてよろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし

(張会長)

それでは、そのように御対応願います。

これより、令和4年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会を開会いたします。限

られた時間ですので、議事進行に御協力をお願いします。

それでは、議題（１）の神奈川県公衆浴場入浴料金の統制額について御協議いただきたいと思えます。

まず、神奈川県公衆浴場業生活衛生同業組合から本協議会の開催要望書が提出されておりますので、事務局からそのポイントを説明してください。

（事務局）

神奈川県生活衛生課の鈴木と申します。ただいま張会長からお話がありました開催要望書の要点についてご説明させていただきます。

本日お配りした資料の１ページをご覧ください。

この要望書では、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者の減少に加え、昨年からの原油価格の高騰による燃料高が追い打ちをかけており、経営努力だけでは限界に達していることから、料金改定はやむなしとの意見が大勢を占めているとのことをございます。

つきましては、今年度の公衆浴場入浴料金等協議会の開催を要望するにあたり、入浴料金の検討と併せて、公衆浴場を取り巻く経営環境をはじめとする諸問題についてもご討議いただきたいとの趣旨でございます。

（張会長）

これに関しまして、神奈川県公衆浴場の組合の方から、補足で説明しておくことがありましたらお願いします。

（山崎委員）

神奈川県公衆浴場業の理事長の山崎でございます。どうぞ、よろしく申し上げます。本日は３年ぶりに協議会が開催されます。この協議会が開催されることを喜んでおります。

この３年間のうちの組合の社会的環境ですが、新型コロナウイルス感染症でお客様が減少されております。

ただ言えるのは、この２年間、全国の公衆浴場でクラスターは１件も出ていません。これは、営業者の努力があったからではないかなと思います。それと物価上昇で影響が出ております。一番は、今年の燃料費高騰です。公衆浴場は、お水からお湯に変える商売ですから、この技術のコストがほとんどです。正直いって、他の部分はあまりなく、ウェイトが高いです。

ですからそのような中で、組合の中でも、このままでは経営は存続できないという話があります。新聞等でも、燃料高騰で、廃業されたお風呂屋さんが出てきていますし、また、今まで一生懸命頑張ってきたものの、ここで心が折れて諦めて

しまうという営業者もいます。

ですから、入浴料金その他の部分でも、組合員の夢と希望が持てるような方向の皆さんのお考えをいただければと思っております。本日どうぞよろしくお願いいたします。

(張会長)

続きまして、事務局から、資料に基づき統制額に関する説明をお願いします。

(事務局)

引続き説明をさせていただきます。まず、お手元の資料の3ページをご覧ください。

令和3年公衆浴場経営実態調査 及び入浴料金原価計算書についてご説明させていただきます。

(1)の令和3年公衆浴場経営実態調査の概要でございますが、昭和38年の厚生省環境衛生局長通知に基づき、公衆浴場の経営の実態を把握し、入浴料金改定の基礎資料とするために毎年実施しているものでございます。今年も4月に中小企業診断士に委託して、県下26の公衆浴場について実態調査を行いました。その調査結果に基づき、(2)の入浴料金原価計算書の令和3年実績欄に1施設におけるひと月あたりの平均額を記載しております。

令和3年実績の最下欄に過不足額を記載しておりますが、これは、厚生労働省から示されている、公共料金の算出方法であります総括原価方式によって算出しており、収入合計が133万7,612円、支出合計が148万7,856円したので、月額平均15万244円の不足となっております。

続きまして、右隣の令和4年推計は、令和3年の実績を基礎に、いくつかの変動要素を加味して推計したものでございます。

まず、令和4年の収入の推計からご説明します。1の入浴料金収入は令和3年と同額としました。

2の付帯事業収入は、牛乳などの飲物やシャンプーなどの関連物品の販売収入で、3の営業外収入は、家賃や駐車場収入、コインランドリー、マッサージ器使用料などです。

付帯事業収入、営業外収入のいずれも、令和4年の推計額は令和3年の実績額と同額としました。

4の補助金につきましては、県・市を併せた本年度補助金予算額を前年度予算額と比較して得た割合である107.2%を適用し、令和4年の推計額としました。

以上のことから、令和4年の収入合計額を月額平均134万5,901円と推計しました。

次に令和4年の経費の推計についてご説明します。

5の人件費の推計ですが、令和4年度政府経済見通しの主要経済指標から「雇用者報酬」の増減率である1.9%増を適用し、令和4年の推計額としました。

次に7の燃料費ですが、指標として、原油及び天然ガスの値動きを参考としております。

次の5ページをご覧ください。

この表は、財務省貿易統計の原油・粗油及び石油製品のCIF値の推移になります。

原油価格について、左から4列目の円に換算した原油円価を見ますと、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う原油の需要増や一部産油国の生産停滞などにより、昨年から高騰が続いています。さらにロシアによるウクライナ侵略などの地政学的な変化が、世界の原油価格や需給に大きな影響を与えており、令和3年3月の原油円価を100とした場合、令和4年3月の価格指数は、161.1%となっております。

また、天然ガスも同様に価格の高騰が続いており、令和3年3月の円換算による天然ガス価格を100とした場合、令和4年3月の価格指数は、208.2%となります。

5ページの下表にありますように、実態調査の結果、1ヶ月の燃料費に占める天然ガス費用の割合は、68.0%となっております。

令和4年の燃料費の推定係数を求めるに当たっては、先ほどご説明した原油と天然ガスのそれぞれの価格指数と、燃料費に占める天然ガス費用の割合を用い、その結果、令和4年の推定燃料費は、昨年価格の193.1%と算出しました。

次に、3ページにお戻りいただきまして、8の光熱費、9の備品消耗品費、14の修繕費、21の雑費ですが、令和4年政府経済見通しの「消費者物価」の予測値0.9%を適用し、令和4年の推計額としました。

10の旅費交通費、11の会費及び交際費、12の保険料、13の賃借料、15の厚生費から20の特別損失まで、それと資本報酬については令和3年の実績額と同額を計上しております。

なお、資本報酬とは、国の通知により、自己資本の10%、個人経営にあつては、10万円を一律に計上することとされております。

これら推計に基づき、令和4年月額平均の収入合計から支出合計を差し引いたところ26万9,593円の赤字となる計算になります。

また、参考として、燃料費の値上げの影響を考慮しない場合の令和4年推計額を計算した場合は、15万2,667円の赤字との結果となりました。

ここで、恐れ入りますが、本日机前にお配りしております資料につきまして、ただいまの燃料費値上げの影響を考慮しない場合の計算をさせていただいた参考

資料につきましては、当課団体指導グループ、グループリーダーの鶴田の方から説明をさせていただきます。

(事務局)

お手元に追加でお配りした資料が2枚ございます。

1枚目は、今議会でご審議いただいている6月補正予算の関係でございます。こちらは国の交付金を活用し、本県でも事業者の皆様に対する支援をさせていただきます。

内容については、臨時交付金活用事業として約7億4千万円を計上させていただいており、支援の対象としては、公衆浴場の業種以外にも3業種あります。省エネ効果がある設備の整備をしていただく際に、補助率2分の1ということで、6月の補正予算で計上させていただいたものです。

併せて、もう1枚の資料になりますが、本日の協議会資料の3ページにございます参考に記載されている燃料費に関してでございます。

先ほど安田委員からお話をいただいたところですが、補正予算を計上する作業の中で、一般公衆浴場業の皆様が非常にひっ迫しているということでした。ボイラーでお湯を沸かし、脱衣所では空調で換気していただいていると思いますが、これらは燃料に係るところが大きいと思います。この燃料代は売上代に直結しているというお話を伺っております。

このような状況でございますので、補正予算の成立よりも先に、少しでも早く支援を出来ないかということで、既存の予算で設備整備補助を検討させていただき、この枠組みを活用し、少しでも早く燃料費の高騰分に対する支援をするという対応を図っておりまして、燃料費にかかった2分の1にかかった費用に対し支援させていただくことで動き出しております。

既決予算でありますので、何とかその中でやり繰りし、当面4月から9月までの支援とさせていただいております。現在その準備を終えたところですが、支援の内容が今までと全く異なる緊急的な支援ということで、対応させていただいておりますので、これを反映したところが、3ページの右の参考の欄になります。これを見ていただくと、この燃料費高騰分を補ったとしても、まだ赤字の金額がこれくらいあるということで、緊急避難的に支援をさせていただいても、構造的な不備による赤字については、そこまで回復は見込めないという状況であるということでございます。私からの説明は以上となります。

(事務局)

それでは、資料の説明を続けさせていただきます。

7ページの参考(2)公衆浴場におけるガス及び電気代支払額の実際は、燃料に

ガスを使っている組合員の中から調査にご協力をいただける3軒の公衆浴場の毎年の料金支払額の推移を調べた結果となります。

続きまして、9ページをご覧ください。こちらは、公衆浴場入浴料金算出方法でございます。

(1)の令和4年推計不足額は、先ほど説明しましたとおり、26万9,593円でございます。

(2)は、(1)の推計不足額を解消するための、1営業日あたりの入浴料金の必要額を算出したものとなります。ひと月あたりの営業日数は、施設により様々ですので、週1日休業すると仮定し、月26日営業で算定したところ、1営業日あたり10,369円の収入額の増加が必要であることとなります。

(3)は、実態調査に基づく、1施設における1営業日における入浴者数でございます。

より実態に即したものとするため、経営実態調査に基づいたひと月当たりの入浴料金収入である87万4,046円(B)と、令和4年4月2日から8日までの実際の入浴者数から想定したひと月当たりの入浴料金収入(A)との比率から、1日あたりの入浴者数を大人が67.6、中人が1.9人、小人0.9人と推計しました。また、参考として、燃料費の値上げの影響を考慮しない場合についても同様の方法で計算したところ、1営業日あたり5,872円の収入額の増加が必要となります。

次に11ページをご覧ください。入浴料金改定額の試算表となります。

簡単にご説明いたしますと、左側から現行料金、改定案①、改定案②、参考として収支均衡させるための改定を記載し、それぞれの1営業日ごとの入浴料金収入の合計額、料金改定による収支改善額、1日当たりの収入過不足額、及び値上率、またその際に予想される効果と問題点をそれぞれに記載しております。

なお、入浴者数は、先ほどご説明しました推計の入浴者数を採用しております。

改定案①は大人料金を10円引き上げるものです。この場合、1日あたり676円の収入増加となりますが、不足額をまかなうまでには至りません。値上げ率は約2.04%となります。

改定案②は、大人料金を20円引き上げるものです。この場合、1日あたり1,352円の収入増加となり、改定案①よりは増収が見込めますが、不足額を全額まかなうまでには至りません。値上げ率は約4.08%となります。

最後は収支均衡させるための改定で、大人料金を160円引き上げるものです。

この場合、1日あたり10,816円の収入増加となり、不足額をまかなう事が可能となりますが、値上げ率は約32.65%となります。また、参考として、燃料費の値上げの影響を考慮しない場合で、収支均衡させるための計算をしたところ、大人料金90円の引き上げが必要であるとの結果となりました。

なお、予想される効果及び問題点等については、資料記載のとおりでございます。次に、13 ページをご覧ください。

こちらは、令和4年4月2日から8日までの一週間、公衆浴場のご協力をいただき、入浴者数の詳細な調査を実施したものでございます。

15 ページにおいて、その内訳をわかりやすくグラフに示しました。この結果によりますと、男女別では、男性客が62.4%、女性客が37.6%。国籍別では、日本人が99.6%、また、固定・新規別では、固定客が82.7%、一見客が17.3%となっております。

17 ページをご覧ください。

こちらは、県内の物価統制令の適用を受ける一般公衆浴場の施設数を市区町村別に一覧にしたものとなります。

最下欄の計をご覧くださいますと、令和4年4月1日現在の施設数は125軒で、昨年同期と比べると3軒が廃業しております。

19 ページをご覧ください。

本県における公衆浴場入浴料金改定の状況と入浴者数の推移を一覧にしたものとなります。

現在の入浴料金は、大人にあっては490円で、令和2年9月に、また、中人にあっては200円、小人にあっては100円で、いずれも平成26年9月に改定されたものです。

なお、国では、5年ごとに「住宅土地統計調査」を実施しており、その中で自家風呂の有無が調査されてきましたが、平成25年の調査から、自家風呂の有無が調査項目から外され、現在に至っております。そのため、お風呂のない世帯についての最新のデータは平成20年調査結果の1.0%となっており、現在では、1%を大きく下回っている可能性が高いと考えられます。

21 ページをご覧ください。

県内の公衆浴場の廃業状況でございます。

廃業理由について、1施設で複数の理由を挙げている場合があるため、このページにおいては、延べ軒数を表示しております。

上段の表は、平成29年度から令和3年度の過去5年間の理由別・廃業状況でございます。

営業不振による廃業が8件、後継者難によるものが9件、建物の老朽化によるものが10件、病気や立退き等によるものが22件となっております。

下段の表は、令和3年度の理由別、市別の廃業状況でございます。

令和3年度における市別の廃業軒数でございます。理由別の延廃業件数では、建物老朽化が1件、その他病気や立ち退き等の理由が4件となっております。

23 ページをご覧ください。

全国の公衆浴場入浴料金の一覧表でございます。調査時点（令和4年5月）から直近1年以内に入浴料金統制額の引き上げを行った都道府県は網掛けしております。調査時点で本県は大阪府と並び、全国で最も高い金額となっておりますが、今年7月1日付で東京都が料金改定を行い、大人料金を500円としたため、現在は全国で2番目に高い金額となっております。

25ページから27ページは、県・市の公衆浴場対策事業の内容でございます。内容は、資料に記載のとおりでございます。説明は以上となります。どうぞよろしくお願いたします。

（張会長）

ただいま、事務局から入浴料金原価計算書及び入浴料金改定案等資料の説明がありました。入浴料金の改定について協議してまいりたいと思います。

それでは、営業者代表、利用者代表、学識経験者の委員の方から順次、ご意見をいただきたいと思ひます。

まず、営業者代表委員でご意見のある方はご発言をお願いします。

（安田委員）

ただいま事務局のほうからいろいろご説明いただきました。予想通り大変厳しい数字だと思います。しかしながら我々、公衆浴場業界は、小規模事業者が中心でございます。

お客様の多くは、地元の公衆浴場を利用する方がほとんどです。

ですので、コストの上昇分をすべて入浴料金に転嫁するということはなかなか難しいことでございます。

また組合内部でも、お店の場所が都会であったり地方であったり、またお店の大小、大きい店だったり、小さい店だったり、お店によって格差が生じていることも事実でございます。

それゆえに、今回も価格をどのくらい上げるかということに関して、決まりませんでした。先ほど発表があったとおり、東京都が今月、大人料金を500円に値上げすると発表したこともあり、神奈川県は、今回、大人料金10円値上げの500円、また、中人料金、小人料金は、そのまま据え置くということで、一本化させていただきたいと思ひます。以上でございます。

（張会長）

ありがとうございました。次に利用者代表委員でご意見のある方はご発言をお願いします。

（清水委員）

まず県の方に質問をさせていただいてよろしいでしょうか。前回値上げの時に県としてあった補助を創設するというご意見があったと思いますが、県の補助を創設するというのは、今回緊急的なもので補助は出ているのですが、それ以外のところで前回に意見のあった補助をどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

既存の本年度当初予算でも計上させていただき、議会でお認めいただいているのですが、今年度の設備整備補助は、議会でお認めいただいた日付け時点のものとなりますが、3400万円ほど設備整備補助として、公衆浴場事業者の皆様に支援させていただいております。

それにプラスし、先ほどちょっとご説明させていただいたのですが、今回の国の緊急経済対策ということで、物価高騰等に伴う事業者への支援のために、国からの交付金を各自治体で使えることとなりましたので、既存のものと合わせた形で設備整備の補助を拡充した形の支援ができます。

今回、この特例交付金を活用した形で拡充した支援を、県がさせていただく予定であります。今現在県議会の方に計上した内容の議案を提出させていただき審議していただいているところで、これが認められればということではありますけれども、県としての案としては、そういった支援の方を今回の補正予算の方で打ち出させていただいております。

(清水委員)

ありがとうございます。この設備の補助については、経営されている側としては、利用的にはどうなのか質問させていただいていいですか。設備補助として県は予算を取りますと今の県議会で認められれば、そういう風なところは補助を出しますよとされているのですが、先ほどお聞きしたところでは中小のところが中心になってなかなか設備を新しくするとか、そういうものに補助を出してもらってもなかなかそういったところで使うということが、現実的なのかお聞きしたいのですが。

(安田委員)

はっきり言いまして、今年に入ってから燃料費の高騰に対しましては、もうまず設備の補助よりも、そちらの方が早急に何とかしていただきたいと。それからじゃないと設備の方の手をつけられないような状況です。

(清水委員)

ありがとうございます。色々なことを考えますと10円値上げということは仕方

ないのかなど。先ほど自宅にお風呂があるかどうかというのが、1%を大分下回ってるだろうという、県の方のご説明がありましたけれども、実際に今貧困状態にある人たちはどのようにしてその金額を出すかっていうと、すごく大変なことになっていると思うんですね。だから、10円というところが私は妥当な点かなと私は思っております。

(張会長)

よろしいでしょうか。それでは、次に学識経験者委員でご意見のある方はご発言をお願いします。

(竹内委員)

学識経験者の方から御意見が無ければちょっと、よろしいでしょうか。まず、ページ7の実態調査で3浴場ということで、たった3つの公衆浴場ですけど、これで実態の結果を出しているが、これについて浴場組合としては、受け入れられるような結果が出ると思っているのでしょうか。これが全体的な結果と受けとめていいのか、どうでしょう。

(山崎委員)

今回の支援の算出方法において、期間は今年の9月から3月までの、平均的な値上げ率、算出方法で計算されていますが、県がこの計算方法で計算した以降に、燃料もどんどん高騰してきているのですよ。ですから入浴料金の金額が決まった後、その他にうちの組合として今期要望するのは、この補正での支援金が4月から9月までのものなのですが、この燃料の高騰は今後ずっと続く可能性も多分にある。そしてまた、燃料の高騰も上がってくる可能性もある。この資料にも書いてある通り、公衆浴場の経営が圧迫している中で、ぎりぎりやっています。夫婦で40万円ですから。平均が。その人たちがやはり、心が折れない、多少夢と希望が持てるような経営ということを県が見ていてくれれば、自分たちも頑張ろうという意思が出るのですよ。そこの後押しを行政の方から支援していただきたいというのが組合の要望で、希望です。

(竹内委員)

このいわゆる三つの(公衆浴場の)例で結論としているけれども、これは全体的な傾向ということで受け止めていいのですね。

(安田委員)

それで結構です。

(竹内委員)

それとあともう 1 点、今、山崎理事長から話があった、ページの 3 の人件費が 40 万円とあったけれど、これら全て、事業主と従業員とあるけれど、ほとんどが家内企業というふうにとめているのですよね。

適切な報酬としては、一般的な事業と比較して多いとは言えない、こういう結論だと思う。

あと、もう 1 点、これは事務局に聞きたいのだけれど、補正のコロナの対策、4 業種とは、理容所と美容所、クリーニング所、公衆浴場で、公衆浴場は、この四つの中の一つです。この中で、公衆浴場は他の事業とはちょっと違うと思うのですよね。他の事業は、頑張ればやれる業種だと思います。

けれど、浴場組合の場合は、基本的に立ちいかななくなるという、こういった事業は、他の事業とは違うと思うのだけれども、この認識についてはどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

先生おっしゃる通り、先ほどちょっと説明が不足していたと思うのですが、6 月補正予算で計上させていただいたのは、生活営業関係の 4 業種に対してということで、国の方でもその業種の範囲を示されていたところです。整理としては 4 業種の、設備整備ということで計上させていただいておるんですけども、これは組合さんに加入している、していないにかかわらず、9 月補正予算で計上していて、対象としては、一般公衆浴場に関わらず、物価統制令にかからないいわゆるスーパー銭湯も含まれているところです。

趣旨としては、省エネ機器、燃料高騰もありますので、省エネを推進していく必要がありますし、それに対する省エネ効果があれば、少なからず燃料費の影響に係る部分が少し減るというメリットがあり、計上させていただいたところです。一般公衆浴場組合は、物価統制令がありますので、そこだけはまた別途な支援が必要であろうという認識がありましたので、組合さんからのお話を、補正予算の作業している最中に聞いたので、いち早くその支援はしないと、要は経営が立ち行かなくなるという状況とお伺いしておりましたので、一般公衆浴場を対象にした、既存の設備整備補助という既決予算の枠組みがありましたので、そこを一旦こちらの燃料費高騰の支援をするということで、手続きを踏んで支援を始める状況になってきたところです。

ですので、厳しい状況は、他の業種と全く違うということは、我々も重々承知しておりましたので、これに対して速やかに支援をさせていただくということで、この資料の中身のとおりで進めさせていただいたところです。

(竹内委員)

ご理解いただいているようでよかった。他の3業種とはもともとの位置付けが違うと思うのですよね。そこを認識しながら、今後考えてきているので、ぜひお願いしたいと思う。

他の業界でも言えることだと思うのですが、コロナに関係する、或いはウクライナ問題、こういったことで物価の高騰、これはもういろんな業界に波及していることです。

例えば、コロナが収束することで、物価の高騰が止まって、補助が減ることがある。燃料の高騰はせず、また価格が安くなる。一定の高騰が終わって、また補助が減る、ということもありますね。

だけど、基本的にこの浴場組合については、恒久的な問題で、先ほど出た話の中で自家風呂の無い世帯が1%以下になったと言うけども、自分たちの努力で頑張ってくださいって言うレベルになるということは、1%じゃなくて、0%にならないと、これは言えないことだと思うのですよ。

もともとの問題に、伝統的文化の継承というのがあって、もう一つは、社会的な使命っていうがある。

伝統文化の継承なんていうのは、もしかしたら、もうそれはしょうがないねっていうことの議論になるかもしれないけれども、少なくとも、社会的ないわゆる使命というのは、風呂に入れないう人を入れるという使命であると思う。

ここはゼロにならないとぬぐえないと思う。ここを行政がどう支援をどうするかということだと思うのですよ。

だからこのことについては、0になったら、あとは自分たちで努力してくださいって言えばいいけども、これも0.何%以上は、やっぱりそこに対して、行政として、保護政策というか、支援していかなければならないと僕は思うのですが、その見解について聞きたい。

(土肥生活衛生課長)

竹内委員おっしゃる通りに、1%だからいいですとか、0.5%だからもういいですとかっていうところでは、やはりないとは思いますが。

というのも、委員おっしゃる通り、一般公衆浴場は、県民の公衆衛生を、キープする上で非常に大きな重要な役割を担っている業務であるというふうに考えて、このことについて、数字で判断するということは、ないかとは思いますが。

今回の燃料費の補助につきましては、まずは4月から9月ということで、まずお知らせさせていただいていますけれども、それ以降ですが社会情勢等がどうなるかっていうことを見極めながら、適切に判断をしていきたいと思っております。

(竹内委員)

まあまあなかなか言い切れないだろうとは思う。

それで、利用者の方にも中には、その1%以下の声が反映されなければいけないと考えていて、値上げするしないを議論するよりも、どうしてくれるのか、という議論があると思う。貧困のせいで、お風呂に入れない、この問題がずっと続くと思うのですよ。これをそちらの方がどう対応するのか、それに対して行政がどう支援をするかっていうことは、究極の議論だと思うのだけでも、この会議にいつも出て思うのだけれども、最終的には、浴場組合の方が言って、議論を重ねて、結論、例えば10円とか、現状維持とかいったときに、それに問題を捉えることも出来ないと思っている。ぎりぎりのところでやっているわけだから、料金を上げるならいいですよ、上げなきゃそれで頑張れるならいいですよって言うしかないと思う。僕らの立場では。だけど、さっき言ったように例えば650円にしたら、そんなに問題ないことになるのかな。けれど、そんなことしたら、銭湯に行く人がいなくなってしまうよな。

こういうことがずっとあるので、僕らはいつもこの会議に出て言うのは、言われたことを私は受けとめるしかないと思う。だけど、行政として本当は何かできることもあれば、もう少し考えてあげないと。

ぎりぎりのところでやっているから、さっき言ったように今回1社辞めました。横須賀でもやめた人がいる。けれども、みんな辞めちゃったらどうするのっていう議論はずっと残る。

だから、基本的にそこをどうするかということをもうちょっと前向きに考えていかないと、毎回こういう料金の改正に伴う、意見交換、議論だつて言っても、基本的には言われたとおりの値段を、僕らは頑張ってくださいって言って飲むしかないと思うのです。

そういった状況の中で一体全体それから、どうするのか、前向きに考えてもらいたいと思う。以上です。

(張委員)

そうですね、広報の仕方だったり、先ほどのよく銭湯を使うその内訳のグラフがあるのですが、例えばそこで、今観光客はなかなか入国できなくてそういうふうには観光客の誘致だったり、そういう経営努力もいろいろなさっていると思うんですがちょっとコロナで、いろいろ困っている方もいるんですが、そういうふうには、徐々に頑張っていたら、県の補助を受けながら、頑張っていたらいいかなと思っております。よろしいでしょうか。

(竹内委員)

その通り、経営努力もしていると僕は信じていますし、もうしばらく前に、県の広報誌なんかにお風呂に行きましょうっていう、こういった発信もしたりして、地元でもそんなことやって、なるべく公衆浴場の存在を皆さんにわかっていただくための努力も、行政はしてきたのだけれども、改めて、それをやったらもう10何年前の話ですが、改めて今の予算厳しいから大変だと思うけども、何かできる方法を検討して考えてあげて欲しいっていうのは、僕の思いです

(張会長)

委員の皆さんのご意見の大勢が、料金改定となっているようですので、もし異論がなければ、本協議会の意見としては、10円の料金引上げとしたいと思いますが、よろしいでしょうか？

(委員一同)

異議なし

(石田委員)

すいません。異論ということではなくて、3400万円の施設整備費を活用した支援のことですけれども、これは燃料代や電気代、かかった補助の支援だというふうに理解しているのですけれども、これが省エネ機器の、6月補正の方は2分の1ということですが、こちらの件については、補助率というものはあるのですか。

(事務局)

はい。説明不足でした。こちらの資料では2分の1とさせていただいておりますので、それぞれの事業者さんが、燃料費それから電気代はどうしても事業者さんによって使っている量が違いますけれども、それを使用した又は使った分、支払ったというかもしれませんが、そういうものに対しての2分の1を、私ども県庁で支援するということです。

(石田委員)

わかりました。もう1点は、この支援は9月までということだと、皆さんと先ほど議論したのですが、そのあとの支援については、状況を見ながら、並行していくということは、現状ではおそらく燃料高騰は続くだろうと、どの程度上がっていくのかっていうのはわからないにしても、やっぱりこれはもっと続くのではないかとされている事で、やはりここへ支援というのは、本当に緊急支援で

やるわけですから、続けてやるということは是非検討していただきたいと思うのですが、その辺はどうか。

(事務局)

すいません。私の立場、課長からも申し上げにくいことなのですが、神奈川としては、今、既決予算というのをあげておりますけれども、そういう、範囲の中でしか支援でないというのもありますので、まずこの支援をさせていただいて、各事業者さんから、実績というか、支援の規模が明らかになって、その状況を把握し分析した上で、その後どうするのかということを県の内部で検討して、場合によっては、補正予算で計上するというような対応をさせていただきたいと思っております。

また、先んじて既存の予算枠の範囲の中で対応させていただきたいと思います。

(石田委員)

先ほどおっしゃったように、社会的公衆衛生上、役割を皆さんが担っていただいているので、そういった意味では、当局の方の支援は、本当にしっかりやってもらいたいと思っています。

(張会長)

そうですね、委員の皆様と時間がありましたら是非、銭湯へ行きましょう。そのような支援もしていただけるといいと思います。

非常に議論は盛り上がっているところではありますが、時間の関係もありますので、意見を取り纏めさせていただきたいと思います。

令和4年度の神奈川県における公衆浴場入浴料金は、10円の料金引上げとの意見のとりまとめをさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、議題の(2)その他ですが、事務局から何かありますか。

(土肥生活衛生課長)

事務局からは特にありません。

(張会長)

はい。事務局から、特にないとのことですが、組合の方はいかがでしょうか。

(安田委員)

県への要望についてちょっと説明させていただきたいと思います。

先ほど、我々の理事長からご説明があった通り、我々公衆浴場は、お水をお湯に

変えて、サービスを提供している場所でございますので、今年に入ってから先ほどのずっと検討していただいています燃料の高騰に関しては、その根幹に当たる部分なのですね。ですから、いろいろ、この資料も5ページ見ていただければわかる通り、去年と比べて、今年の燃料費は193.1%という数字がでていましたので、これはもう個人の経営努力の範疇をはるかに超えているものです。今後とも、ご支援の方、継続と増額の方、何とかよろしく願いいたします。以上でございます。

(張会長)

ただいま、組合から説明がありましたが、ご意見やご質問がありましたら、ご発言をお願いします。  
そろそろ時間が押してしまいましたので、事務局にお返しします。お願いします。

(土肥衛生課長)

張会長ありがとうございました。それでは、本日ご協議をいただきましたこの取り纏めいただいた意見をもとに、県の方で料金の改正につきまして、検討させていただきます。

本日は、お暑い中、ご熱心にご協議いただき、ありがとうございました。これにて、令和4年度神奈川県公衆浴場入浴料金等協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。